

## 議案第 27 号

### 町道の路線認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、町道の路線を別紙のとおり認定する。

令和 4 年 3 月 8 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

町道整備等により整備された町道の路線認定について、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、提案するものである。

緑ヶ丘23号線	起点	おいらせ町緑ヶ丘六丁目50番1435	地先
	終点	おいらせ町緑ヶ丘六丁目50番384	地先
	延長	88.4m	
青葉15号線	起点	おいらせ町青葉三丁目50番2216	地先
	終点	おいらせ町青葉三丁目50番2212	地先
	延長	97.6m	
青葉16号線	起点	おいらせ町青葉三丁目50番2214	地先
	終点	おいらせ町青葉三丁目50番2215	地先
	延長	34.3m	
豊原5号線	起点	おいらせ町豊原一丁目711番1	地先
	終点	おいらせ町豊原一丁目712番5	地先
	延長	110.1m	
本町58号線	起点	おいらせ町上前田88番5	地先
	終点	おいらせ町上前田88番12	地先
	延長	97.5m	
本町59号線	起点	おいらせ町上前田107番10	地先
	終点	おいらせ町上前田107番14	地先
	延長	78.3m	
本町60号線	起点	おいらせ町下前田107番3	地先
	終点	おいらせ町下前田107番7	地先
	延長	82.0m	